

社会福祉法人湖西市社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖西市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、日額報酬として別表に定める額を支給する。ただし、地方公共団体の職員については、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務を遂行するために旅行したときは、別に定める職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人湖西市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成7年4月1日制定）は、この規程の施行の日をもって廃止する。

別表（第2条関係）

	4時間を超える場合	4時間未満の場合
日額報酬	6,000円	3,000円